



特集

「チャンスを分かち、未来を拓こう」



問い合わせ／人権推進課（☎581・2121内線411）へ。

国では、『男女共同参画社会基本法』の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日の1週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取り組みを通じ、『男女共同参画社会基本法』の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは「チャンスを分かち、未来を拓こう」です。ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進を重点とし、各種行事等が全国各地で展開されます。

また『統計に見る「仕事」と「生活』のいま』では、埼玉県や全国の統計データから、男女共同参画に関連した内容をご紹介します。特徴などをグラフでわかりやすく紹介しますので、ぜひお越しください。

全国二斎「子どもの人権110番」強化周間

An illustration featuring a blue boy with a shocked expression, wide eyes, and a hand near his mouth. To his left is a circular frame containing two monkeys, one holding a sign that says 'NO!' and another looking distressed. The background is white.

専用相談電話「子どもの人権110番」を設置

6月27日(月)から7月3日(日)まで

〔全国一斉〕子どもの人権110番
間」と定め、通常の相談時間を延長して、一人でも多くの子どもの相談を受け付けます。

期間／6月27日(月)～7月3日(日)
時間／午前8時30分～午後7時

皆さんの行政上の困りごとについて
相談相手となる行政相談委員に、石川
武美さん（木持）と斎藤ともえさん（上
平・下小路）が、平成23年4月1日付け
で総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、民間の有識者の中
から総務大臣が委嘱しているもので、
住民の皆さんから広く行政（役所）に対
する意見や要望、苦情などをお聴きし、
解決を促進するとともに、それらの意
見をもとに行政運営の改善を進めるた
めに活動しています。

町では、「心配ごと相談」を行つてお
り、行政相談委員が、皆さんの生活上
の困りごとや行政に対する相談をお受
けしています。詳しくは本誌20頁の「心
配ごと相談」の記事をご覧ください。相
談は無料、秘密は守られます。お気軽
にご相談ください。

